

拝啓 日頃は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

平素は「JOIN給与・賞与システム」をご利用頂き、誠にありがとうございます。

「雇用保険法等の一部を改正する法案」が平成29年3月31日に成立し、平成29年4月から雇用保険料が引き下がることとなりました。

この改正に伴い、「JOIN給与・賞与システム」の雇用保険料率を変更していただく必要がございますので、下記の通りご案内をさせていただきます。

ご不明な点などございましたら弊社までお問い合わせください。

今後とも宜しく願いたします。

敬具

## 1 改正事項

雇用保険料率が、平成29年4月分から、以下の料率へ改定されます。

- ・失業等級給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3/1,000です。

### 平成 29 年度 雇用保険料率

	雇用保険料率	労働者負担
一般の事業	<b>9/1000</b>	<b>3/1000</b>
(28年度)	11/1000	4/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	<b>11/1000</b>	<b>4/1000</b>
(28年度)	13/1000	5/1000
建設の事業	<b>12/1000</b>	<b>4/1000</b>
(28年度)	14/1000	5/1000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

## 2 お願い

### ★ 料率変更作業を行っていただく前に…

料率変更するまでの期間の給与・賞与データは、必ずバックアップを行っていただけますようお願いいたします。

### ★ 変更作業の時期について

新保険料率は平成29年4月分より適用されますので、料率変更の作業は4月分の保険料を徴収する月の給与計算の直前に行ってください。

### ★ 変更後のデータ訂正について

料率改正以前の支給済給与等のデータを修正した場合には、新料率での計算が行われ、支給済金額とは異なりますので、充分にご注意いただけるようお願いいたします。

## 3 料率変更の設定方法

[ユーティリティ]-[税率テーブル]-[雇用保険料率]をクリックし、“雇用保険料率”“負担率”を新しい料率へ訂正してください。

社員マスターの雇用保険区分で、6=手入力 を選択されている場合は、給与計算時に新しい料率で計算した雇用保険金額を手入力してください。

【税率テーブル画面】

事業種類	雇用保険率	負担率
一般事業(表のA)	9.000	3.000
特掲事業(表のB)	11.000	4.000
建設業	12.000	4.000

【新料率】

事業種類	雇用保険率	被保険者負担率
一般事業(表のA)	9.000	3.000
特掲事業(表のB)	11.000	4.000
建設業	12.000	4.000